

平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、平成27年(ワ)第34号、

平成29年(ワ)第85号、令和元年(ワ)第274号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 菅野清一 外393名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面(541) (千葉意見書に対する反論)

2020(令和2)年9月30日

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝	代
同	廣	田	次	男		代
同	鈴	木	堯	博		代
同	米	倉		勉		代
同	高	橋	右	京		代
同	宮	腰	直	子		代
同	若	生	直	樹		代
					外	



## 第1 はじめに

1 乙B第163号証（以下「千葉意見書」という）は、第一陣原発避難者訴訟の上告審において被告が最高裁判所に提出した参考資料をそのまま本訴訟の書証として提出したものである。

千葉意見書は、千葉勝美弁護士が、被告からの依頼を受けて、第一陣原発避難者訴訟の仙台高裁判決を批判するものであるが、その内容は極めて特異なものである。

同意見書は、千葉勝美弁護士が元最高裁判事の肩書を示して個人的見解を述べるものであるが、その内容は、元最高裁判事という肩書を使って裁判所に一定の影響力を及ぼす意図があると見られても仕方のないものである。

2 優れた裁判官が退官後、弁護士になって訴訟当事者の代理人として活躍し、裁判官の経験を弁護活動に活かすケースは多数ある。しかしながら、本件はそのようなケースとは全く異なる。

被告代理人でもない一弁護士が、元最高裁判事の肩書を利用して、最高裁判所に対し、破棄自判して原告らの請求を排斥するよう示唆するものであり、それを被告が書証として下級審の現場の裁判官らに対しても示し、同様の意向を示すという点で、裁判所の独立及び裁判官の独立の観点から、非常に問題があると考える。

3 弁護士職務基本規程77条は、「弁護士は、その職務を行うに当たり、裁判官、検察官その他裁判手続きに関わる公職にある者との縁故その他の私的関係があることを不当に利用してはならない。」と規定するが、その趣旨は、裁判官等と一定の関係にあることを利用して司法の公正を歪めてはならないということである。

このような規程の趣旨に照らせば、未曾有の原発事故により多大な被害を被った多くの被害者が司法に人権救済を求める具体的な事件で、一弁護士が元最高裁判事の肩書を利用して訴訟係属裁判所に一定の判断を求めるることは非常に問題がある。

- 4 後述するとおり、千葉意見書は、その内容に鑑みると、第一陣訴訟の審理経過も審理内容もほとんど理解しないままに独自の見解を述べているとしか考えられず、ましてや本件第二陣訴訟のことはおよそ理解していない者の意見であり、本件訴訟の審理にあたり参考にならない無責任な書面というほかない。
- 5 千葉意見書は、原賠審の定めた中間指針は優れた「司法救済スキーム」であると大絶賛し、訴訟提起するのはごく僅かな人々で大多数は満足しているとの誤った認識を示し、原告らの請求を認めれば同種の訴訟が大量に提起され「膨大な数の訴訟提起は、我が国の司法全体の処理容量の限界を超える」と述べて、原告らの請求を排斥せよという。

○ このような意見は、行政・立法判断を司法判断より優位に置き、被害者の裁判を受ける権利（憲法32条）を軽視しており、人権感覚の欠如に驚愕するほかない。このような法的センスが裁判所でまかり通るのであれば、国民の裁判所に対する信頼ひいては司法に対する信頼は地に落ちるといつても過言ではなく、同じ法律家として怒りを覚えるとともに戦慄すら覚える。

もつとも、貴裁判所がこのような不当な意見書に影響されるとは考えていないが、裁判所の独立及び裁判官の独立を堅持した判断がされることを切に願う。

## 第2 被害者の多くは中間指針等の水準に満足していない

- 1 千葉意見書は、「訴訟提起をしている住民がごく一部であり、96%以上の被害者が中間指針等を踏まえた東京電力の自主賠償基準による支払いを受けて納得しているとか、被害者から圧倒的に支持されている」などと述べる（2頁）。
- しかし、かかる認識は正しいものとはいえない。
- 2 一般的に、訴訟提起をすることは多大な労力や覚悟が必要であり、訴訟提起をする人はごく少数にとどまるのは当然のことである。まして、福島県では、「東京電力」という名前は極めて大きな意味を有しており、東京電力に対して訴訟提起をしても勝てるわけがないとか、東京電力に逆らったら、どうなるかわからないというような印象が強く存在している。また、福島県内において、東京電力やその関連会社に勤めている人が多数存在するのであり、そのような人を親類に持つ

住民も多数である。このような住民にとって、東京電力を相手に訴訟提起をすることは、極めて高いハードルがあることである。

しかも、住民の多くは被災して、避難生活を送っているのであり、日々の生活にも苦労しているような状況である。そのような住民が、多大な労力と時間をかけて、訴訟提起をするというのは極めて困難である。そのため、納得していないくても訴訟提起をしないという住民が多数に及ぶことは容易に想像できることである。

実際、新潟県が福島県から新潟県に避難した人を対象に2017年10~11月に実施したアンケート調査によると、賠償制度に不満を感じている人は、66.1%にのぼる（添付資料250頁）。

そのような状況において、避難指示区域の住民のうち、訴訟提起に至った住民が約4700人もいるということ自体、中間指針等の水準が不十分であったことを物語っているのである（なお、避難指示区域外の住民の訴訟提起を含めればさらに多い）。このことは、町ぐるみでADRや訴訟を提起した浪江町の例があることからも明らかである。

3 また、千葉意見書自身が言及しているように（15頁）、被告との裁判外における自主的な賠償を受けた住民は、基本的に精算条項を置いた合意をしていない。これは、当初清算条項を記載した書式を住民らに送った被告に対し、大きな批判が生じ、被告が態度を撤回したことによる。仮に、自主的な賠償を受けた住民が、それで損害の填補がなされたと認識したのであれば、清算条項を置くのが自然であるが、今後も賠償されるべきものがあると住民も被告も考えていたからこそ、清算条項が置かれなかったのである。

したがって、訴訟提起をした住民の人数は、中間指針等の金額が適正であるかということや、法的に認められるべき損害額とは関係がない。

### 第3 中間指針等は「司法的救済」ではない

千葉意見書は、中間指針等に基づく賠償スキームを「司法的救済のスキーム」と評価し、「被害が広範囲に及ぶ未曾有の事故による損害に対する司法的救済

として大成功を収めたもので、貴重な先例となるべき遺産といえる」（3頁）と述べる。

しかしながら、かかる見解は、中間指針の意義を根本的に誤解し、法の任務と役割に対する誤った理解を露呈しているものといわざるを得ない。

そもそも、中間指針等は、行政機関が策定したものであり、「当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針（原賠法18条2項2号）」として策定されたものであって、司法による解決でもなければ、終局的救済でもないことは明らかである。中間指針等や原発ADRの目的は、当事者間の合意による「迅速な解決」「適正な解決」であり、司法の機能不全を防ぐということではない。

第5回原陪審議事録では、原陪審の能見会長は次の通り発言している。  
「それでは、私が理解する指針の意味というのを一通りご説明いたしますと、今回、原子力事故によって損害が生じ、事業者である東京電力が原賠法に基づいて損害賠償責任を負うという前提で考えますが、そのときにどういう範囲の損害を賠償することになるのかというのは、もちろん最終的には裁判所等で決まる事柄ではありますけれども、迅速に賠償を行っていく、そしてまた、当事者間での和解などを行う際にも賠償範囲についての指針があると和解が促進されるということから、この審査会においてはどういう基準でどういうものを賠償するのか、賠償範囲についての指針を決定することになっているかと思います。」（下線部は本書面作成者）。

また、中間指針等でも、「なお、本審査会の指針において示されなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる。」と繰り返し指摘されている（上記引用は第4次追補3頁）。

このように、中間指針等は、終局的な解決を図るものではないのである。

他方で、司法の役割は、まさに、中間指針等で賠償の対象とされなかつた損害について、早期かつ適正な賠償を認めることである。

#### 第4 司法の停滞は理由にならない

- 1 千葉意見書は、本件原発事故の被害者が膨大な数にのぼり、「各人が、訴訟を提起して自己の個別の損害の主張立証を行うとなると、大きな課題が生ずる」「膨大な数の訴訟提起が予想されるが、その場合には、我が国の司法全体の処理容量の限界を超え、我が国の司法機能に大きな支障が生じかねない」から中間指針等による「現実的に機能する司法的救済のスキーム」によるべきだと述べる（5頁）。
- 2 しかしながら、かかる見解は、司法の停滞を避けるため裁判を受ける権利を否定するに等しく、司法制度の役割と民事訴訟法の基本的な理解を欠く暴論の極みである。

裁判所は、証拠に基づいて法的に認められた損害を認定するべきであり、それが中間指針の基準を超えるならば、当然、中間指針を超える損害を認定しなければならない。

司法の停滞などという基準は、判決において考慮されてはならないのである。むしろ、司法の停滞を危惧するならば、個別の裁判が適正かつ公正になされるように司法的インフラを整備することが求められるのであって、被害者の裁判を受ける権利が否定されなければならない。

- 3 実際問題としても、中間指針等を超える司法判断がなされた場合、判決確定を踏まえ、原陪審が中間指針等を修正し、賠償基準を改めれば、訴訟提起が大量に起こされるということはない。

このような方向性は、原陪審でも検討されている。

たとえば、第45回の原陪審では、前橋地裁の判決について紹介されており、次のようにとりまとめがなされている。

#### 【大塚会長代理】

この前橋地裁の判決は大変興味深いものだと思いますけれども、質問ではなくて、意見でございますけれども、御報告いただきましたとおり、この判決につきましては控訴されており、まだ確定していないということでございますので、現時点での審査会として、判決の内容とか中間指針等への影響の有無について議論するのは少し早いのではないかと、時期尚早ではないかと思っております。現時点では、中間指針等の見直しについて議論する必要はないと考えております。

以上でございます。

【鎌田会長】

今、御指摘のありました点について、関連して御発言があればお受けしたいと思いますが、よろしいですか。本件訴訟は最初の判決ということで注目をされているわけでありますけれども、控訴中で、確定はしていないし、また、今後、別の判決も出てくるであろうと予想されるところであります。また、この判決の中でも、中間指針の基本的な考え方についてはむしろ肯定的であるというふうに理解もされますので、今後の動き等を注視して、必要に応じてまた議論の対象にしていくということで、現時点では、直ちにこの判決を理由に中間指針の見直しの検討をする必要はないというふうに考えておりまして、本日は、この判決の御報告を事務局から頂きたいということでお願いをした次第でございますけれども、そのような扱いで委員の皆様よろしいでしょうか。ありがとうございます。

その後も、主要な訴訟の判決が出るたびに、原陪審では報告がなされているが、一貫して、判決が確定した後に、中間指針を見直すか否かを検討するということになっている。

このように、判決を受けて中間指針が改定され、それにより訴訟をしていない住民の被害救済を行う方向性も検討されているのである。

過去においても、公害訴訟、薬害訴訟、消費者訴訟など、被害者が多数に及ぶ事案では、被害者的一部によって提起された訴訟で得られた司法判断は、同種事件で同様の司法的救済がなされることや、行政の運用や法律の制定・改正により救済対象を広げることによって、全ての被害者の救済へ道を開くのである。

したがって、千葉意見書がいうような司法の停滞が生じるということにならない。

## 第5 中間指針が類型ごとに基準を設けていることについて

千葉意見書は、「地域ごとに区分けして、避難を続けざるを得ない期間を基準とする『客観的な基準で類型化して処理する方法』が相応しく、それ以外の方法は容易には思いつかないところである。(7頁)」とし、中間指針等について、「大量な

事件の公平、適正で速やかな処理を行って、被害回復の早期実現に資する極めて有益な司法的救済のスキームである」（8頁）として、ここでも「司法的救済」（終局的救済）に結び付ける評価をしている。

しかし、この論旨には大きな飛躍がある。すなわち、「客観的な基準で類型化して処理する方法」により、「地域ごとに区分けして、避難を続けざるを得ない期間を基準とする」対応方法は、（地域ごとの区分けが適切であることが前提であるが）大量の被害者について迅速に一定の適正な救済を確保するために妥当な方法であると言えるとしても（原告も、この範囲では特段の異論はない。）、その救済の内容と水準が十分であることまでは意味しない。客観的な基準で類型化し、地域ごとに避難の期間に応じた賠償基準は、賠償の対象となる損害の内容（項目）についても、その評価額（程度）においても、十分であることを意味するものではないのである。

なおこの点、仙台高裁判決においても、千葉意見書が「相応しい」とする「地域ごとに区分けして、避難を続けざるを得ない期間を基準とする「客観的な基準で類型化して処理する方法」を採用しているのである。また、仙台高裁判決は、中間指針の基準を踏まえたうえで、中間指針で考慮していない損害を認めたというものであり、中間指針等を否定したというものではない。

## 第6 中間指針等は相当因果関係を超える損害を認めたものでない

千葉意見書は、「中間指針等の基準の慰謝料額は、他の処理例と対比すると、いわゆる相当因果関係の範囲以上のもの、場合によっては、それを大きく超えて高額なものを示している」（13頁）、「原告らの請求は、相当因果関係を超える請求である」（14頁）などと述べる。

しかし、かかる認識は明らかに誤りである。

第25回原陪審では、鎌田委員が、「ここでの指針は、損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのではやっぱりまずい。」と述べており、相当因果関係を超えるような損害、すなわち、法的に認められない損害を認めるべきであるという考え方は一切存在していない。あくまで、相当因果関係の範囲内で損害額を定めているものである。

## 第7 訴訟提起が被害救済を遅らすことにはならない

千葉意見書は、原発被害者が訴訟提起することは「結局は、被害者の早期の適正な被害の現実的な救済が大きく遅れるという結果につながることが危惧される（15頁）」などと述べるが、詭弁としかいいようがない。

そもそも、指針等による最低限の賠償を既に受けている原告にとっては、訴訟の提起によって適正な救済がさらに遅れるという事態は生じない。あるとすれば、訴訟係属中であることを理由に被告が原告らに対して自主賠償を停止するという対応に出る場合である。

また、被害者の早期救済を考えるのであれば、原告らの提訴の結果、裁判所が当事者双方の主張立証を踏まえて、中間指針等よりも高額な損害額を認定する司法判断をしたのであれば、その司法判断を尊重して被告が早期に賠償することこそが求められるところである。それがなされていないのは、被告が、仙台高裁判決を不服として、上告及び上告受理申立をしたからである。

結局、被害者の早期の適正な被害の現実的な救済が大きく遅れるのは、被告の不当な対応によるものであって、原告らが裁判を受ける権利を行使したためではない。

## 第8 「司法的救済スキーム」なる主張の根本的な誤謬

千葉意見書は、裁判所が「中間指針等及び自主賠償基準の指針・基準の正当性を否定する判断を示すことになれば、裁判外における自主的な紛争解決を成立させた多くの人達の不平等感が醸成されて紛争が再燃し、追加の損害賠償請求の訴訟の大量提起がされることが予想され、それで再び追加賠償額の適否が白紙から争われるうことになりかねない。」「そうなれば、これまでの司法的救済スキームの関係者の多くの努力が無に帰することになり」「すべてが最初からやり直しになるという異常事態を生じさせることになる。」（同15頁）とまで述べている。

しかし、既に述べたとおり、「司法的救済スキーム」なる主張・観念そのものが、原賠法及び原陪審において策定された指針等の目的、意図、内容に関する客観的事実に反する架空の物語であり、そこから導かれる結論は、憲法上の裁判を受ける権

利を侵害し、司法制度の基本的な役割を否定する恐るべき暴論である。

本件における被害が、極めて多数の被害者について、甚大な規模と金額に及ぶものであることは事実である。しかし、そのような深刻な被害であるからこそ、まず指針等による迅速・適正な救済を実現し、そこに含まれない損害についてはADRや訴訟による追加的救済によって適切に解決するという原賠法の想定する構想が、確実に実現していかなければならない。

そして、前述のとおり、各地の訴訟の状況が、さらに指針の改訂等に盛り込まれることが想定されており、大量の訴訟提起という事態を可及的に回避することが可能である。そもそも、訴訟の提起は、被害者にとってこそ負担が大きいのであるから、被告は何でも闇雲に争う現在の姿勢をあらためるべきであるし、原陪審は継続的に救済の内容と水準を適正に引き上げていく責務を負っている。

#### 第9 中間指針等の基準は高額ではない

千葉意見書は、交通事故や他の裁判例と比較して、中間指針等の損害額が「先例と比して高額に設定されているため、本件原発事故との相当因果関係が認められる損害の範囲を下回るものでないことは明らかであるといえよう」などと主張している（18～19頁）。

しかし、そのように主張する根拠は、本件事故による被害に対する浅薄な被害認識（千葉意見書でも被告の書面でも、原告らの被害の実態についての言及はほとんどされていない）と裁判例の紹介だけである。

千葉意見書が言及する裁判例は第一陣訴訟で被告が主張していたものであり、同訴訟仙台高裁判決も十分に認識していたものである。

千葉意見書は、先例とは比較にならないほどの未曾有の事故によるものであり、かつてない重大かつ深刻な人権侵害であることを全く理解していない。

第一陣訴訟仙台高裁判決は、同訴訟第一審、同控訴審における本人尋問、証人尋問、検証、現地進行協議、その他書証を詳らかに取り調べ、第一審の判決別紙に添付された原告らの損害事実を認め、その上で、仙台高裁判決判示の通り、中間指針を超える損害を認定したのである（もっとも、原告らは金額の算定は法益

侵害の重大性を十分に反映していない点で不服がある)。

#### 第10 不断に変化するから法的保護に値しないという理解の誤り

千葉意見書は、原告らの主張を踏まえて仙台高裁判決が認定した「故郷」について、「地域の自然環境的条件は社会環境的条件の総体は、永久にあるいは一定の長期間変容せず持続することが予想され期待されるという性質のものではなく、逆に、様々な要因により時代の流れとして変容していくことが当然に予想される」として保護法益性を否定する(22頁)。

しかしながら、中長期的な地域変動と、本件事故による突然の諸条件の剥奪とを同一視すべきでない。通常の社会変動の時間的スパンでは、地域住民は主体的に地域の進路を選び取ることが可能であるが、本件事故ではそうした主体的選択の余地はない。また、自然災害と本件事故を同一視することもできない。仙台高裁判決は、東電の津波対策の不備を厳しく指摘し、慰謝料の算定において考慮するとしたが(42頁)、こうした加害行為(不作為を含む)による被害は、正当に償われるべきである。

原告らが主張する「故郷」は、本件事故当時、現実に存在していたのであり、固有の自然環境的条件や社会環境的条件が備わった実体として認識されており、原発事故さえなければ今後も長期的に存在することが予定されていたものである。

千葉勝美弁護士の意見は全くの不見識というほかない。

#### 第11 単なるノスタルジックな感情の問題でないこと

千葉意見書は、「原審が『故郷』は自然環境的条件や社会環境的条件の総体であるというのは、そのようなものに対する地域住民の心情的なものであり、何人も心の中で思い続ける大切で懐かしいいわば心の中の故郷であるという趣旨なのかもしれない。これは、昔にこの地域で生活してきた様々な思い出を集めたようなものということかもしれない」(22~23頁)と述べて「故郷」の保護法益性を否定する。

しかしながら、原告らが主張する「故郷」の地域生活利益は、再三主張している

とおり、単なるノスタルジックな思いや心情でなく、実際に人間の暮らしが営まれていた地域における自然の恵みや住民同士の結びつきなど日々の暮らしにとって不可欠な条件の総体を指している。そして、そのような地域生活利益が個々の人間が生きていく上で極めて重要な諸条件であることは、様々な分野の専門家が指摘していることも専門家意見書から明らかである。

千葉勝美弁護士の意見書は、原告らの主張を踏まえないまま自論を展開しており、本件訴訟の内容を理解せずに作成したものとしか考えられず、およそ意見書としての意味をなさず無責任な書面というほかない。

関礼子教授が一陣控訴審で証人として述べたとおり、「もともと、ふるさと喪失」という言葉は、1970年代に、都市化の中で近代人が故郷を失っていくという意味での故郷喪失、あるいは、家郷を失っていくという意味での家郷喪失という意味で用いられてきたものであり、「ふるさと喪失」という言葉は、どうも、今まで語られてきたような、1970年代の故郷喪失を思わせてしまう、曖昧な喪失というものを思わせてしまう。ふるさと変容というのも、一般的に、社会変動に伴って地域社会は変わっていくというような意味で連想されてしまいがちである。こうしたイメージを排除して、原発事故避難を余儀なくされた避難指示区域の人々の被害実態を明確に、わい曲せずに捉えることが必要なのではないか」（甲A681関礼子証人尋問調書2～3頁）という指摘は重要である。

千葉意見書が述べる「故郷」観は、この一般的の意味における「故郷」であり、本件訴訟で原告らが問題としている「故郷」はこのような一般的な意味の「故郷喪失」でイメージされる「故郷」とは根本的に異なる。

原告らが本訴訟で問題としている「故郷（ふるさと）」は、関教授の言葉を借りれば、「人と自然とのかかわり、それから、人と人とのつながり、そして、持続性」という三つの要素」が「三位一体で切り離せないものとして存在している」、「三位一体になっているというこの共同性は、地元の言葉でいえば、結い」「専門用語的にいえば、コモンローとかコモンセンスという意味」であり、「別の観点から言えば、生命、生活、人生を意味するライフが息づく場所」であり、「人々がその土地で生命を育み、生活を営み、あるいは、人生を全うしていく場所」であり、「同時に、歴

史や文化、それから、風景や風土性、そのようなものを生活を営む中でつないでいく場所」である。「ふるさととは、アイデンティティーの根幹」であり「人間存在の基盤となる場所」であり、「そのようなふるさとが剥奪されるということの意味はライフ」すなわち「生活、生命、人生、その基底にあるような共同性を剥奪して、アイデンティティーを傷つけるということ」を意味する（同調書3～4頁）。

千葉意見書が、原告らの主張する「故郷」の意味概念をあえて歪曲して、ことさらに「ノスタルジックな故郷」にすり替えようとしていることに騙されてはならない。

## 第12 最高裁に原告らの請求の破棄自判を求める不見識

千葉意見書は、「最高裁として統一的な判断を示す必要があると考えられる。具体的には、中間指針等や自主賠償基準が相当因果関係を下回ることなく、被害救済に十分な対応ができているのであれば、本件訴訟の原告らの請求はすべて排斥する趣旨の破棄・自判の処理がされるべきではないだろうか。」（24頁）と述べる。

かかる見解は、要するに、「指針等による自主賠償基準は、全ての損害を網羅している」というフィクション（虚構）に基づいて、本来の司法的救済（被害の実態について証拠による精査と事実認定を経て、適正な賠償を実現すること）を、一律に「排斥」させようとする企てである。

千葉意見書は、本来的には、第一陣訴訟の上告審において最高裁判所に対して意見を述べるものであるが、本件訴訟はじめ各地の下級審における原発被害者訴訟においても被告から書証として提出されていることに鑑みると、下級審裁判所にも同様の忖度を迫るものといえる。

法律家としての見識を疑うほかない。

## 第13 まとめ

以上のとおり、千葉意見書は、訴訟手続きにおける提出の仕方についても、その内容においても、法曹としての見識を疑わせるものであり、原告らの請求を判断するにあたり、およそ参考にならない。

もし、千葉意見書が意味を持つとすれば、その不見識によって、あるべき司法の役割、あるべき裁判所の役割、あるべき裁判官の役割を再認識することができるという点においてのみである。

以 上

#### 添付書類

「ふくしま原子力災害からの複線型復興—一人ひとりの生活再建と「尊厳」の回復に向けてー」第8章 賠償の問題点と被害者集団訴訟（著者：除本理史）

- 復興」、地域再生へ」ミネルヴァ書房、206-225。
- 日本学術会議東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会、2014、「東京電力福島第一原子力発電所事故による長期避難者の暮らしと住まいの再建に関する提言」。日本学術会議ホームページ、(2019年1月31日取得、<http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-th40930-1.pdf>)。
- 二宮淳悟、2018、「原発避難者の「住まい」と法制度——現状と課題」淡路剛久監修、古村良一・下山憲治・大坂恵里・除本聖史編『原発事故被災回復の法と政策』日本評論社、243-253。
- 大橋洋一、2012、「避難の法律学」『自治研究』88(8) : 26-48。
- 尾松亮、2013、「[チルノブイリ法]とは何か」同「3・11とチャエルノブイリ法—再建への知恵を受け継ぐ」東洋書店、69-101。
- 大島健志、2014、「福島第一原発事故の避難指示解除の基準をめぐる経緯」「立法と調査」353 : 58-65。
- 大塚直、2014、「福島第1原発事故が環境法に与えた影響」『環境法研究』1 : 107-136。
- 小澤久仁男、2018a、「我が国における原子力災害対策について（上）」『法律時報』90(11) : 101-106。
- 小澤久仁男、2018b、「我が国における原子力災害対策について（下）」『法律時報』90(12) : 100-104。
- 清水晶紀、2012、「原発事故と国の除染義務」『環境と公害』41(4) : 46-51。
- 清水晶紀、2013、「除染行政における数量判断の枠組みとその法的統制」『公法研究』75 : 204-274。
- 清水晶紀、2014、「放射能汚染対策行政の法的構造とその課題」『行政社会論集』27(1) : 53-85。
- 清水晶紀、2018、「原子力災害対策の観点を踏まえた原子力安全規制法制の構成」『行政社会論集』30(4) : 23-46。
- 高橋滋、2000、「原子炉等規制法の改正と原子力災害対策特別措置法の制定」『ジェリースト』1186 : 28-35。
- 高橋滋、2013、「原子力規制法制の現状と課題」高橋滋・大塚直編『震災・原発事故と環境法』民事法研究会、1-35。
- 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、2012、「国会事故調査報告書」徳間書店。
- 全国原子力発電所所在市町村協議会原子力災害検討ワーキンググループ、2012、「福島第一原子力発電所事故による原子力災害被災自治体等調査結果」、全国原子力発電所所在市町村協議会ホームページ、(2019年1月31日取得、[www.zengenkyo.org/houkokuusyo/housaihoukokusyo.pdf](http://www.zengenkyo.org/houkokuusyo/housaihoukokusyo.pdf))。

## 第8章 賠償の問題点と被害者集団訴訟

除本 理史

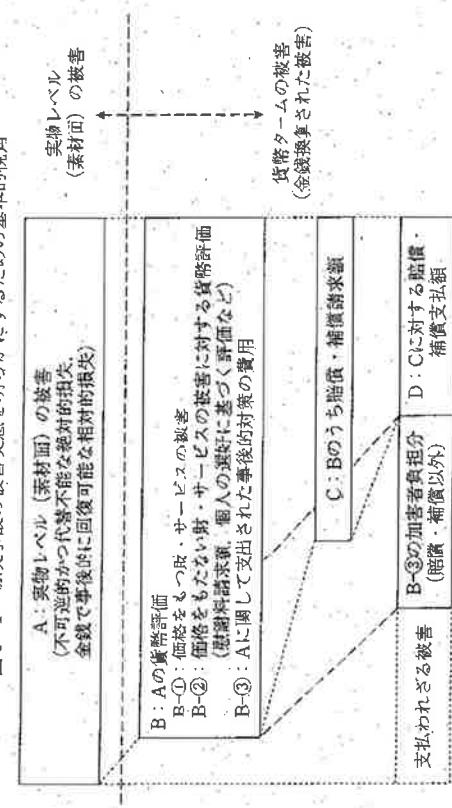
福島原子力発電所事故（以下、福島原発事故、または原発事故と表記）の発生から、およそ8年が経過した。政府はこれまで、除染やインフラ復旧・整備などの復興政策を進めてきたが、今も被害が収束したとはいえない。その一方で、賠償や支援策は打ち切られつつある。2017年春、帰還困難区域等を除いて避難指示が解除された。解除された地域では、2018年3月まで慰謝料の賠償が終了した。また、避難者に対する仮設住宅の提供も順次終了へ向かっている（第3章参照）。

本章では、原発事故被害の全貌像を明らかにする視点を提示するとともに、賠償と復興政策のあり方をどう改善していくべきかを考えたい。その際、注目すべきは、2017年以降、複数の判決が出されている被害者集団訴訟の取り組みである。提訴は北海道から九州まで20の地裁・支部に及び、原告数は1万2000人を超えた。<sup>11)</sup>これらの訴訟は、国や東京電力（以下、東電）の責任を追及するとともに、深刻な被害態勢を踏まえ、損害賠償や環境の現状回復を求めるものだ。また、原告本人の救済にとどまらず、復興政策のあり方を転換していくことも目標とされている。以下では、この取り組みに着目しつつ、原発事故賠償の問題点を検討したい。

### I 原発事故賠償のしくみと問題点

事故被害の包摂的・総体的把握  
福島原発事故による被害は、きわめて広い範囲に及び大規模である。この被害実態をどううらえるべきか。被害を個別の項目に分解して市場価格で評価す

図8-1 原発事故の被審実態を明らかにするための基本的視角



注：1) 概念の相互関係を示したものであり、それぞれの大きさは意味をもたない。  
 2) 図中「B-①」「B-②」の被害が賠償請求され、被害者に支払われると、「B-③」の一一部としてもあられる。  
 3) 「B-③の加害者負担分（賠償・補償以外）」は、事後の対策を加害者自身が実施するなどして、その費用が賠償・補償請求されることはなく、加害者負担に筋道に筋道にあります。したがって、これは、Bの一部であるが、Dとは区別される。

出所：著者作成（松本 2018a: 29）。

る方式では、被害の総体を捕まえきれない。そこで、公害・環境問題に関する政治経済学の研究蓄積を踏まえつつ、原発事故被害を包括的・総合的に把握するための視点について述べる（陰本 2018a: 28-31）。

まず、実物レベル（素材面）で各種の被害が生じていることが前提となる（図8-1のA）。今回の事故では、大量の放射性物質が大気や海に放出され、土壌を汚染した。その結果、食品の汚染を含む被曝への不安が、多くの人々に広がった。事故収束にあたる労働者の被曝も懸念され、2015年10月には福島第一原発で作業に従事したことのある元労働者が白血病で労災認定を受けたことも明らかになった。

汚染や被曝の影響は、貨幣タームの被害（金銭換算された被害）としてもあらわれる（図8-1のB）。ここでは次の3点に着目すべきである。

第一に、農林水産物など、価格を有する財・サービスの被害がある。損害額

の算定方法の問題はあるものの、これは貨幣評価が比較的容易な被害である（図8-1のB-①）。

第二に、生命・健康、環境、コミニティなど、通常は市場価格をもたないものも被害を受ける。しかし、これも貨幣評価が不可能というわけではない。例えば生命・健東被害であれば、慰謝料の賠償請求額などをとして貨幣評価することができる（図8-1のB-②）。

第三に、Aの被害が起きたことによって支出された事後的対策の費用（賃貸・補償、被害修復・緩和に要する費用、対象実施のための行政費用など）として、貨幣タームの被害をとらえることでもできる（図8-1のB-③）。

なお、B-③には除染やインフラ復旧の費用が含まれるが、それらが被害回復にどれほど有効かが問題となる。この図では、被害回復に有効な部分のみを計上すべきであろう。

以上のようにAの貨幣評価が可能であるが、AはBに完全に置き換えることはできず、一部はBのレベルでは捕捉されずに残る。それは、事後に取り返しがつかない被害（不可逆的かつ代替不能な絶対的損失）があるからである。いittan放出された放射性物質は、どれほど費用をかけたとしても、完全に取り除くことは不可能である。生命・健康被害も絶対的損失であるが、治療費や慰謝料として金銭換算されることがある。しかし、生命・健康被害はそれに応じて完全に回復するわけではない。したがって、Bの捕捉範囲はAのすべてには及ばないと考えるべきである。

図8-1のCとDは、Bのうち賠償・補償に関わる部分である。Cは、被害者から加害者への請求額だが、関連する法律などの制度上の制約から、Bのすべてが請求されるとは限らない。また、書類や手続が煩雑であるため、被害者が請求をあきらめてしまうことがある。Bの大きさを知るには、被害態の調査研究が必要であるため、それが進まない場合は、Cが被害額として認識されることがある。

最終的に、Cはその全額が賠償・補償されるわけではなく、訴訟などを通じて支払いが一部に限定されることが多い（図8-1のD）。訴訟の結果として補償・救済制度がつくられ、原告以外にも適用されれば、DはCより大きくな

るとも考えられるが（その場合でもBよりも大きくなることはない）、ここでは一定の制度・対策を前提とし、Cに対する支払額としてDを考えている。被害全体のなかで加害者が負担していない部分を、図8-1では「支払われざる被害」(unpaid damage)と表記した。被害者サイドからしばしばスローガンとして掲げられる「完全救済」「完全賠償」とは、理論的にいえば、この「支払われざる被害」をできるだけ小さくすることだといつてもよい。

#### 賠償制度のしくみ

では福島原発事故の場合、図8-1におけるAとDの乖離がどのように生じているのか。具体的な制度に即して検討しよう。

原発事故の損害賠償は、「原子力損害の賠償に関する法律」（以下、原賠法）にしたがって行われる。原賠法は、原子力事業者（福島原発事故の場合東電）が無過失責任を負うものとしている。これは、被害者の救済を図るために、故意・過失の立証を不要とするしくみである。この制度があるため、四大公害事件などとは異なって、訴訟が提起される前から東電の賠償がはじまつたのである。

東電による賠償額は、累計で8兆7000億円を超えた（2018年までの合意額）。

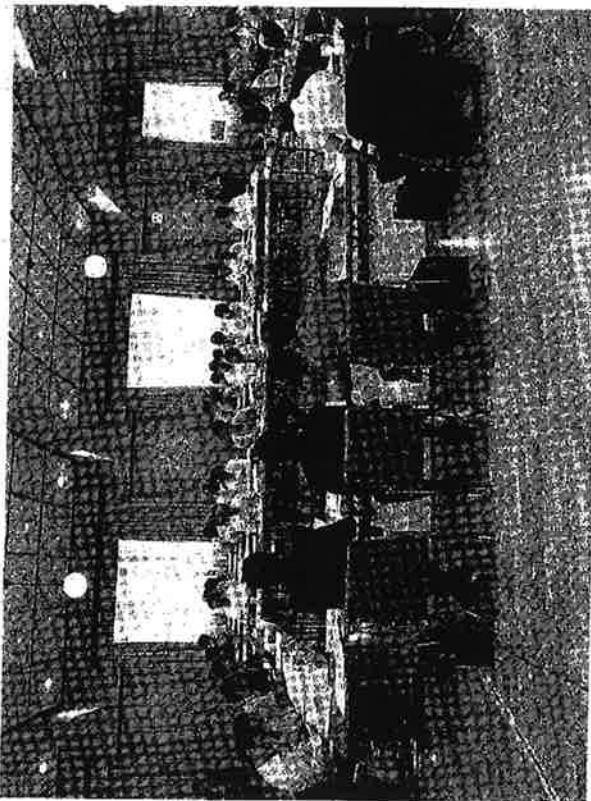
後述のように重大な問題をはらみつつも、この賠償が被害者の生活再建や被害回復に一定の役割を果たしたこととは事実だ。しかし本章第3節でみると、に、原賠法の定める無過失責任が、事故責任検証の「壁」になつていることも否定できない。

原子力事業者が賠償すべき損害の範囲については、同法に基づいて、文部科学省に置かれる原子力損害賠償紛争審査会（以下、原賠審）が指針を出すことができる（図8-2）。2011年8月に中間指針がまとめられ、2013年12月までに第1～4次追補が策定されている（以下ではこれらを指針と総称する）。

原賠審の指針は、東電が賠償すべき最低限の損害を示すガイドラインであり、明記されたかった損害がただちに賠償の範囲外になるわけではない。しかし、現実にはそれが賠償の中身を大きく規定している。

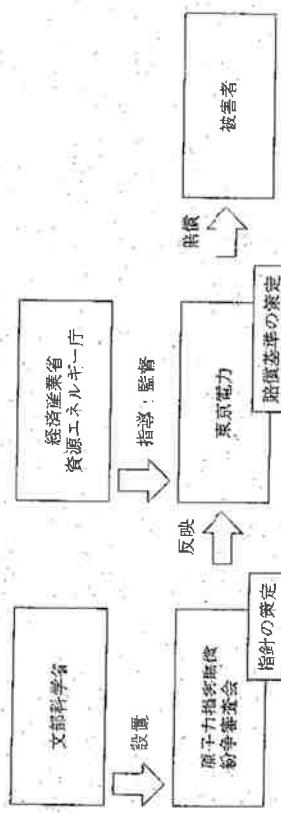
東電は、原賠審の指針を受けて自ら賠償基準を定め、プレスリリースなどで

写真8-1 原子力損害賠償争審査会の会合の様子



出所：筆者撮影、2011年7月29日。

図8-2 直接請求のしくみ



出所：筆者作成（原本2013：16、一部加筆）。

公表する。中間指針が策定されて以降、東電は自らが作成した請求書式による賠償を進めてきた。この書式にしたがい、被害者が直接、東電に賠償請求をする方式を「直接請求方式」と呼んでいる。直接請求方式では、加害者たる東電自身が、被害者の賠償請求を「査定」する。したがって、東電が認めた賠償額しか払われないが、支払いは早いので、他の手段（和解を仲介する原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てや訴訟の提起）と比べれば、直接請求は利用されることが最も多い請求方法である。

#### 賠償制度の問題点

直接請求方式による賠償には、いくつかの重大な問題がある（仮本 2013）。まず第一に、指針の策定にあたり、当事者である被害者に対しても、参加の機会が保障されていないことが挙げられる。原賠審では、東電関係者がしばしば出席し発言しているのに対し、被害者の意見表明や参加の機会がほとんど設けられてこなかった。被害者からみると、賠償の内容や金額が一方的に提示されてくるのであり、「加害者主導」の賠償と映る。

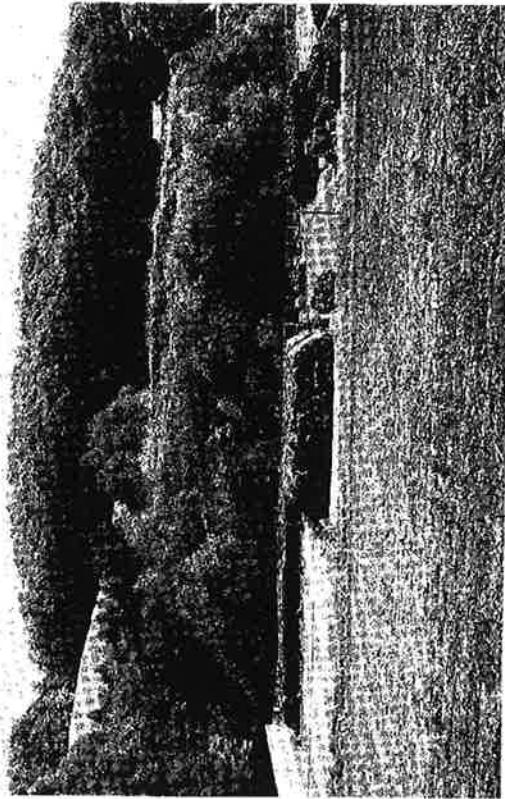
当事者参加が保障されていないことから、第二に、賠償の内容や金額が被害実態を十分反映していないという問題が生じてくる。そのため、直接請求による賠償は、被害実態からの乖離や被災の過小評価をともなう。現在の指針・基準の中身は、金銭評価しやすい部分の賠償に集中している。またよりも加害企業による一定の賠償があるなかで、そこから漏れている重要な被害は何かを明らかにすることが不可欠の作業となる。被害のなかでも、みえやすく金銭換算しやすい部分から、賠償の俎上にのせられていく。相対的にみえにくい被害が取り残されるから、被害の全体像を明らかにするためには、取り残された被害を意識的に捕まえていくことが求められる。

避難者に対する賠償では、国の避難指示等の有無によって、その内容に大きな格差がある。すなわち、避難指示等があった区域では、避難費用、避難慰謝料、収入の減少などの賠償がそれなりに行われてきた。他方、避難指示等がないかった場合、賠償はまったくされないか、きわめて不十分である。住居や家財についても、賠償の有無が避難指示区域（旧警戒区域、旧計画的避難区域）の内・外ではつきりと分かれている。

これは地域間の賠償格差の問題（つまり避難指示区域外の被害の過小評価）とみることができる。避難者への慰謝料を例にとれば、避難指示区域、第一原発20～30km圏の地域（緊急時避難準備区域）、さらに中通りやいわき市を含む自主的避難等対象区域など、何段階にも賠償の格差が設けられている。しかし、この格差は住民の実感から乖離しており、納得を得られない。そのため、住民の間に深刻な分断を生み出している。

避難指示区域内の被害も、過小評価されている。避難指示区域などを対象に支払われてきた1人月額10万円の慰謝料（避難慰謝料）は、交通事故での自賠責保険の傷害慰謝料をもとに算定されたものである。そこでは、「ふるさとの喪失」と呼ぶべき被害が慰謝料の対象から外れている。住民の避難は、被騒を避けるための措置だが、大規模な避難が長期化することで、地域社会の再生が

写真8～2 「ふるさとの喪失」は慰謝料に含まれていない（川俣町山木屋地区）



出所：筆者撮影、2018年10月。

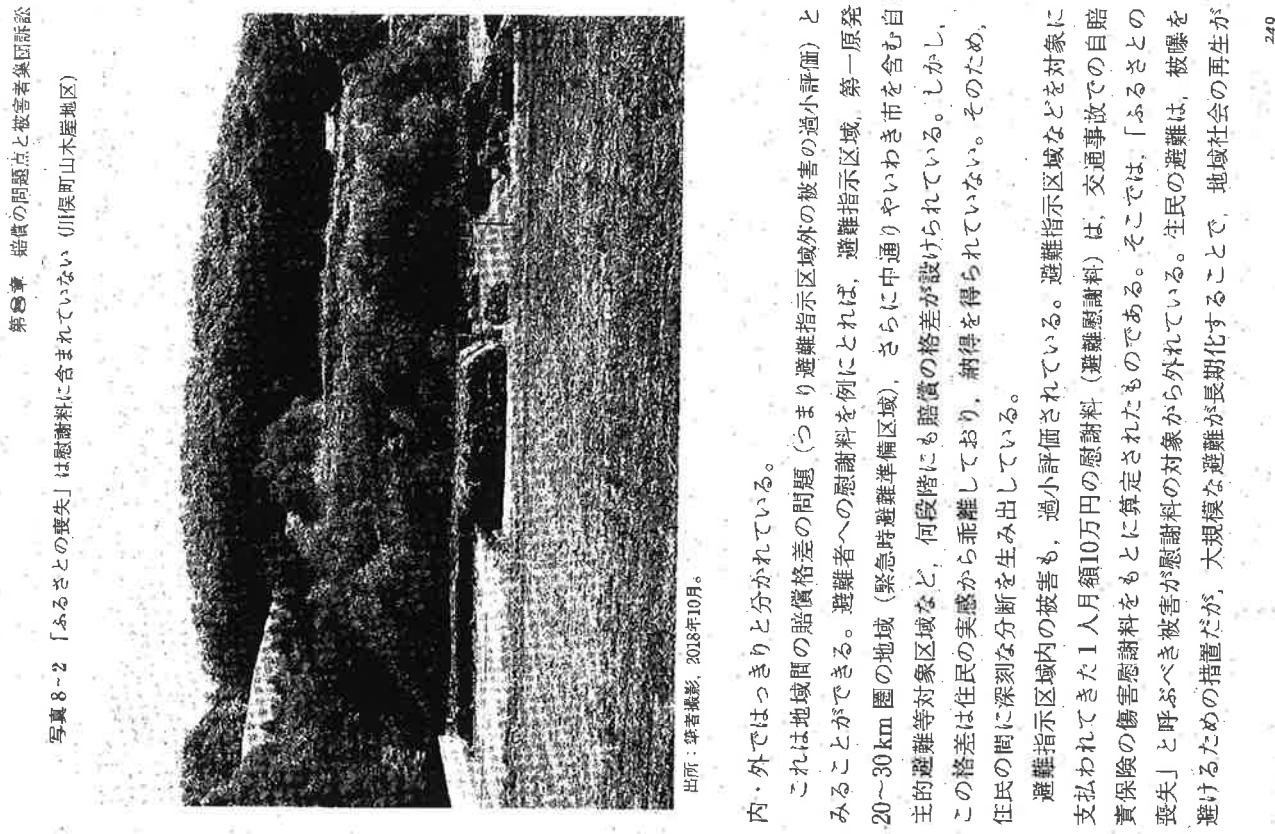
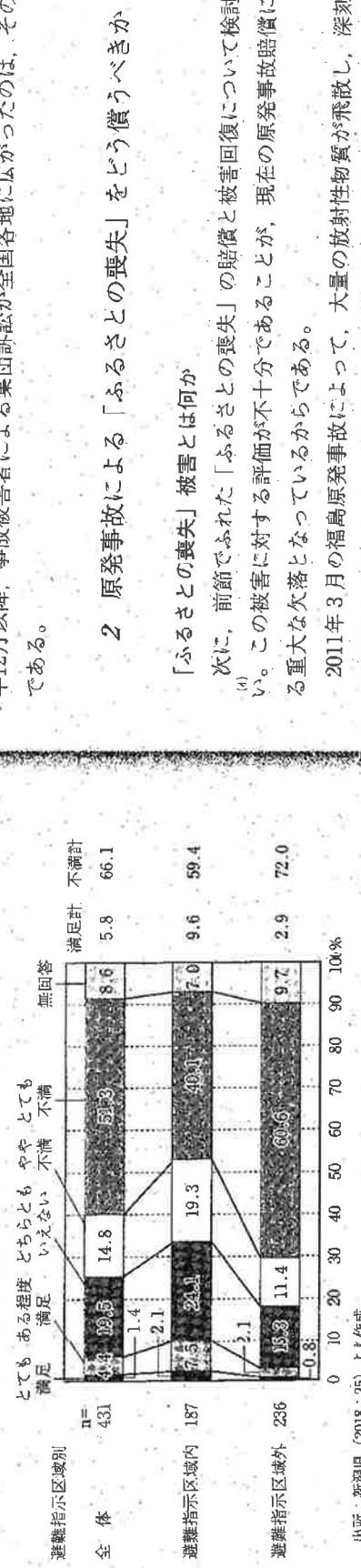


図 8-3 賠償制度に対する不満 (新潟県調査)

避難指示区域別		全 体		避難指示区域内		避難指示区域外		満足度		不満		満足度		不満		満足度							
	n=	満足	満足度	満足	満足度	満足	満足度	満足	満足度	満足	満足度	満足	満足度	満足	満足度	満足	満足度						
満足	431	39.5	14.8	39.3	19.3	49.1	7.0	8.6	5.8	66.1	5.8	66.1	5.8	66.1	5.8	66.1	5.8	66.1					
満足度		4.4	1.4	4.4	2.1	4.4	2.1	4.4	2.1	4.4	2.1	4.4	2.1	4.4	2.1	4.4	2.1	4.4					
満足度	187	7.5	24.1	19.3	49.1	7.0	9.6	59.4	5.8	66.1	5.8	66.1	5.8	66.1	5.8	66.1	5.8	66.1					
満足度	236	15.3	11.4	30.6	49.1	7.0	9.7	59.4	5.8	66.1	5.8	66.1	5.8	66.1	5.8	66.1	5.8	66.1					
満足度	0.8:	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100%	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100%



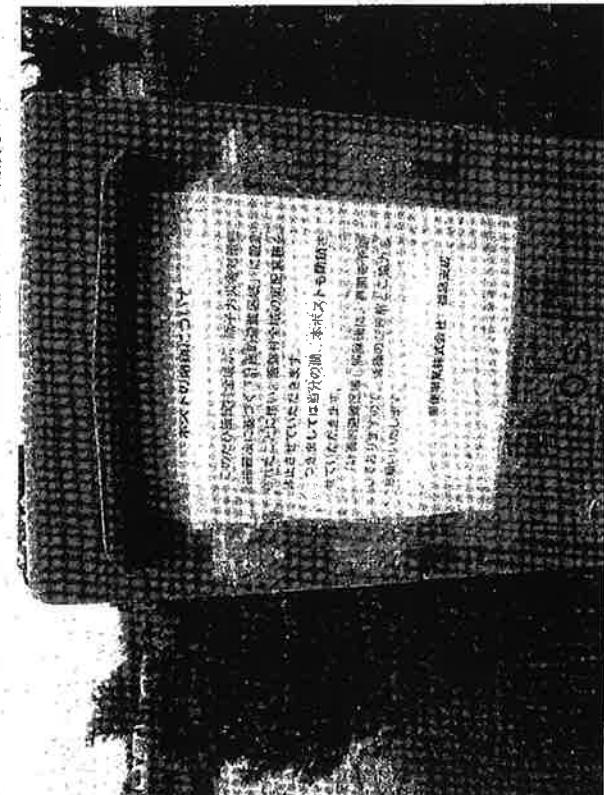
困難になる。「ふるさとの喪失」は、当事者の実感としては大きいにもかかわらず、第三者の目にただちにはみえにくい被害の典型であろう。住民にとって「あるきの喪失」とは、避難元の地域において、住民の日常生活を支えていた一切の条件（生産・生活の諸条件）の剝奪である。この諸条件のうち、居住空間としての住居などは、賠償によって回復することができる。しかし、金銭賠償による原状回復が困難な被害も多い。地域のコミュニティの破壊もその一つだ。福島原発事故の被害地域は、コミュニティにおける人々の結びつきが比較的強く、住民はそこから各種の「生活利益」を得ていた。原発事故はそれらを奪つたのであり、単なる精神的苦痛にとどまらない重大な被害をもたらしている（次節参照）。

このように、現在の賠償指針・基準が被害実態から乖離しているため、被害者は不満を抱めている（例8-3）。福島県から新潟県に避難した人を対象に、新潟県が2017年10～11月に実施したアンケート調査によると、賠償制度に不満を感じている人の割合は66.1%にのぼった。そのうち、避難指示区域外の避難者だけをみると72.0%となり、特に区域外で不満が強いことがわかる。直接請求では当事者参加が保障されないため、被害者が異議申し立てをするには、原子力損害賠償紛争解決センターや司法の場に訴え出るしかない。2012

「ふるさとの喪失」被害は、地域、および個別の避難者という2つのレベルからとらえられる。単に個人が避難を余儀なくされただけでなく、避難元の地域全体が被害を受けており、そのことを媒介に、さらに個別の避難者へと被害が及ぶという連関が重要である。そこでは、地域レベルの被害と個人の被害が二重に発生しているのである。

まず第一に、「地域レベルでみた「ふるさとの喪失」とは、原発避難により「自治の単位」としての地域が回復困難な被害を受け、そこでとりかかわれば

写真 8-3 避難指示区域となつた飯館村。役場前のバス停は閉鎖された



出所：筆者撮影、2011年10月。

いた住民・団体・企業などの社会関係（いわゆるコミュニケーション）はその一部）、おもび、それを通じて人々が行ってきた活動の蓄積と成果が失われることである。自然的・歴史的条件のもと、この過程を通じて場所ごとに異なる独自の生活様式と文化が生み出される（中村 2004：59）。地域ごとの風土、文化、歴史、その積み重ねにより、地域の固有性が形成されていく。こうして、地域には長期継承性と固有性という特徴が刻まれるのである。

第二に、避難者からみた「ふるさとの喪失」は、避難元の地域にあった生産・生活の諸条件を失ったことを意味する。生産・生活の諸条件とは、日常生活と生業を営むために必要なあらゆる条件であり、人間が日々年々の営み（自然との間の物質代謝）を通してつくりあけてきた家屋、農地などの私的資産、各種インフラなどの基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源など

を含む一切をさす。

それらを抽象化すれば、「自然環境、経済、文化（社会・政治）」と整理される。一定の範囲にこれらが一体のものとして存在することで、地域は人間の生活空間として機能する（中村 2004：60）。具体的にいえば、放射能汚染のない環境、ある程度の収入、生活物資、医療・福祉・教育サービスなどが手の届く範囲になければ、私たちは暮らしていくことができない。

大森正之は、ここで述べたこととほぼ等しい内容を「地域社会を構成する資源・資本群」の総体、と表現している。その構成要素として、①個々の住民のもつ知識・技能・熟練などの人的資本／資源、②住民同士の関係性が織りなす社会関係資本／資源、③私的に所有される物的資本や家産、④公的に管理される社会資本／資源、⑤文化資本／資源（有形無形の歴史的文化的財）、⑥自然資本／資源、が挙げられる（大森 2016：84-85）。この整理は、生産・生活の諸条件の内容を示すものとしてわかりやすいであろう。

#### 包括的生活利益の侵害

避難者からみた「ふるさとの喪失」被害は、法的にどう表現されるか。淡路島久によれば、震災事例による被害は「地域での元の生活を根底からまるごと奪われたこと」「平穏な日常生活（家庭生活、地域生活、職業生活など）を奪われたこと」である。これは住民の「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」に対する侵害である。この法的利益の重要な構成部分として、住民がコミュニティの成員になることによって享受できる「地域生活利益」が挙げられる。具体的には、①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・自然維持機能、といった利益がそこに含まれる（淡路 2015：21-25）。

コミュニティ（社会関係資本／資源に含まれる）の具体的形態の一つとして、福島県では「行政区」という単位が広くみられる。行政区は住民の「生活の単位」であると同時に、行政にとっては、施策を実施する際の「基礎的調整機関」でもある（篠野 2015：257）。筆者が調査してきた飯館村には20の行政区があり、これらはおおむね、近世

の村がもともとになつて成立している（飯館村史編纂委員会編 1979：185-190）。よく知られるのは、1990年代に村の第4次総合振興計画がつくられた際、行政区ごとに地区別計画策定委員会が設けられたことである。ワークショップなどを通じて具体的な計画が練りあげられ、村は行政区に対して事業費を補助し、行政区別計画の事業化を促した（松野 2011：73-96；千葉・松野 2012：83-87）。行政区のこうした機能は、コミュニティの「行政代行・補完機能」の一例だといえる。

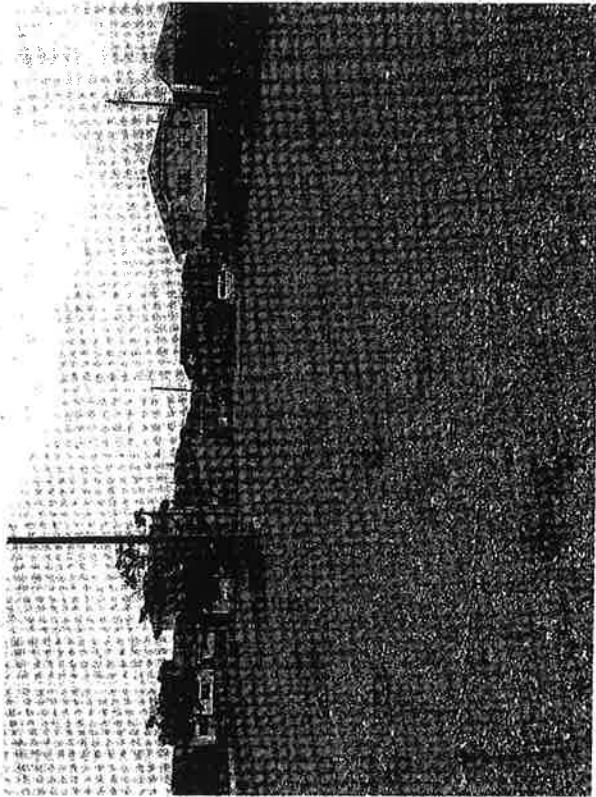
生産・生活の諸条件には、長期継承性、固有性という特徴をもつものがある。それらは、代替物の再生産が困難であり、したがって被害回復も難しい。例えば、3代100年かけて育ってきた農地、家業などは、簡単に代わりのものを手に入れることができない。地域の伝統、文化、コミュニティなども同様である。これらの剝奪や途絶は、不可逆的かつ代替不能な絶対的損失である。避難先で事故前の暮らしを回復することはできないから、避難者は深い喪失感を抱くことになる。避難元の地域から切り離されたことによる精神的ダメージは、白死につながる場合もある。

川俣町山木屋地区に居住していた女性（以下、Aと表記）の自死事件で、福島地裁は2014年8月26日に判決を言い渡した。<sup>(7)</sup> 同判決は、「Aは、本件事故発生までの約38年にわたり、山木屋生活をするという法的保護に値する利益を一年一年積み重ねてきた」としたうえで、避難生活による心身のストレスにくわえ、「このような避難生活の最期に、Aが山木屋の自宅に帰宅した際に感じた喜びと、その後に感じたであろう展望の見えない避難生活へ戻らなければならぬ絶望、そして58年余の間生まれ育った地で自ら死を選擇することとした精神的苦痛は、容易に想像し難く、極めて大きなものであったことが推認できる」と述べている。地域における平穡な日常生活を「法的保護に値する利益」と認め、それを奪われれば自死を招くほどの深い喪失感を与えるとしたこの判断は、きわめて大きな意義をもつ。

### 「ふるさとの喪失、変容」被害

「ふるさとの喪失」は避難者だけの被害ではない。帰還した人や滞在者の

写真8-4 建物の解体が進む南相馬市小高区。避難指示が解除されても町並みは大きく変貌している



出所：筆者撮影、2015年6月。

「ふるさとの変質、変容」をも含めて考える必要がある。

2014年4月以来、避難指示の解除が進み、2017年春には3万2000人に対する指示が解かれた。しかし、住民帰還の見通しはそれほど明るくない。復場を戻し、事故収束、廃炉、除染などの作業で人口が流入したとしても、住民が入れ替わってしまう、事故前のコミュニティは回復しない。原発事故によってひとたび住民の大規模な避難がなされると、地域社会を元どおりに回復するのはきわめて困難である。住民が避難元に戻っても、「ふるさとの喪失」被害が解消されるわけではない。

### 「ふるさとの喪失」被害の回復措置

「ふるさとの喪失」被害の回復には、次の3つの措置がいざれも必要である。

第一は、地域レベルの回復措置であり、国や自治体の復興政策がそれにあたる。この主軸をなすのは、除染やインフラ復旧・整備などの公共事業である。しかし、これらの施策を通じて、避難元で事故前の暮らしを取り戻すのは困難だということも明らかになりつつある。

第二に、地域レベルでの原状回復が困難であれば個々の住民に「ふるさとの喪失」被害が生じるが、そのうち財産的な損害（財物の価値減少、出費の増加、逸失利益を含む）は金銭賠償による回復が可能である。例えば土地・家屋は、経済活動や居住のスペースとしてみれば、再取得価格の賠償を通じて回復しうる。

しかし第三に、金銭賠償による原状回復が困難な被害も多い。つまり、不可逆的で代替不能な絶対的損失が重要な位置を占めるのであり、その点が「ふるさとの喪失」被害の特徴である。この絶対的損失に対する償いが「ふるさとの慰謝料」である。

したがって、「ふるさとの慰謝料」は精神的苦痛に対する従義の慰謝料にとどまるものではない。「ふるさとの喪失」被害のうち、復興政策と金銭賠償では原状回復の困難な、あらゆる被害（財産的／非財産的損害）に対する償いとどちらるべきである。

以上に述べた諸措置を表8-1にまとめた。ここに示した「土地・建物」「景観」「コミュニティ」はあくまで、生産・生活の諸条件を構成する要素の例である。ただし、後述のように、これらは長期繼承性、地域固有性をもつため、金銭賠償を通じて原状回復をすることが難しい。これらの要素を掲げたのは、そうした特徴をもつ要素の典型例といえるからである。

表8-1に示した地域レベルの回復措置、(①)と、個人レベルの回復措置(②)は、代替関係にある。地域レベルの原状回復が可能であれば、(②)は不要である。ただし、前述のように地域レベルでの完全な原状回復は困難であるため、①と②はともにも実施される必要がある。また②のうち、③と④は対象が異なるため、相互に補完関係にある。したがって、①③④の諸措置を並行して進めることによって、被害回復を図らなければならない。

表8-1 「ふるさとの喪失」被害の回復措置

	①地域レベルでの被害回復措置(原状回復に専ずる措置)	②個別の被害者に対する措置	③金銭賠償で比較的容易に回復可能な被害	④絶対的損失に対する償い
土地・建物	陸續	再取得の費用を賠償	事業者の利益に反映された場合などに減収分を損害補填	「ふるさとの喪失の慰謝料」
景觀	維持・管理			
コミュニティ	セカンドダウン、二重の住民登録、帰還政策	コミュニティの結婚機能に代わる財・サービスの費用を賠償		
諸要素の一体性	陸續、帰還政策など			

出所：筆者作成（原本 2018c: 243）。

「ふるさとの喪失の慰謝料」——絶対的損失に対する償い、「ふるさとの喪失の慰謝料」とは、以上で述べたとおり、原発事故で損なわれた包括的生活利益のうち、復興政策と金銭賠償では原状回復の困難な一切の絶対的損失を償うものである。では、この絶対的損失にはどのようなものが含まれるか。

第一は、長期繼承性、地域固有性のある要素であり、代々受け継がれる土地や家屋、地域固有の景観、コミュニティなどがその典型例である。これらについて、代替物の取得により原状回復を図るのが困難なのは明らかである。例えば土地は 経済活動や居住のスペースとしては、元手さえあれば避難先で回復可能である。しかし、本件被害地域では、土地は先祖から引き継がれ、次の世代へと受け渡していくものだという意識が強い。

震災前、飯塚村で事業農家の後継者の道を選択した30歳代（当時）の男性は、次のように述べている。「自分の持っている土地っていうのは、自分の所有物じゃなくて、受け継いできただものなのです。金銭だけで扱えるものではないんです。」「『しようがない、諦めればいい』って、そんなマンションを手放すのと違うよってことなんですかれど」（千葉・松野 2012: 188, 190）。このように、

代々受け継がれる土地や家屋は、容易に代わりのものを入手することはできないから、代替性が乏しいと解すべきであろう。

農業経済学者の永田恵十郎は、資源一般と区別して、地域固有の資源を「地域資源」と定義した（永田 1988：83-89）。その特徴は、①他の土地に移転できないこと（非移転性）、②地域資源相互に有機的な連関があること（有機的連鎖性）、③利用管理を市場へズムにゆだねるべきでないこと（非市場性）、である。地域資源とは具体的には、地域ごとの地理的・気候的条件、それに人間労働が加わった農地や用水、景観、特産物や伝統的技術などをさしている。永田の「地域資源」論は、本章における長期継承性および地域固有性の指摘と重なる点が多い。

第二は、個々の財産的な損害について賠償がなされたとしても、それでは埋め合わせることのできない「残余」の被害である。こうした「残余」が生じるのには、地域が各種の要素の「複合体」であつて個別の要素に還元できないことがある。「残余」というと、あまり重要でないようと思われるかもしれない。

しかし、次の理由から、この被害を決して過小評価すべきではない。地域における生産・生活の諸条件は、大森正之による前述の整理のように各種の資本／資源からなるが、人々の暮らしはこれらの個別要素に還元することはできない。生産・生活の諸条件を構成する各要素は、単体ではなくて、複合的に組み合わさり一体となつて機能している。

例えば家屋は、単に私的な居住スペースではなく、大都市部とは異なってコミュニティに開かれた住民の交流の場でもあった。前述した自死事件の判決は、「Aにどつて山木屋やそこへ建築した自宅は、単に生まれ育った場や生活の場としての意味だけではなく、原告X、[Aの夫]と共に家族としての共同体をつくり上げ、家族の基盤をつくり、A自身が最も平穏に生活をすることができる場所であったとともに、密接な地域社会とのつながりを形成し、家族以外との交流を持つ場所でもあつたということができる」と述べている。Aさんの「自宅」は2000年に建てられたもので、長期継承性を有するわけではない。そうであっても、判決が指摘するようにAさんの自宅は単なる居住スペースではなく、地域のコミュニティなど、複数の要素が一体となつて機能すること

で生じる意味の広がり（いわば個別要素のもつ「ふくらみ」）があり、それが住民の生活利益のなかで重要な位置を占めていたのである。

この「ふくらみ」こそが、個別要素の金銭賠償では回復できない「残余」である。諸要素の一体性を捨象できるのであれば、個別要素の損害評価により被害の総体をとらえることができるかもしない。しかし、上記判決にも示されているように、複数の要素の相互関連が重要な意味をもつっていた。したがつて、本件事故被害を個別要素に分解し評価する手法は重大な欠落をともなうのであり、包括的・総体的な損害把握が不可欠なのである（吉村 2012）。

#### 農業的地域における生産と暮らしの多面性

次に本項と次項で、特に諸要素の一体性という観点から、絶対的損失の典型的事例をいくつか示しておきたい。

福島原発事故の被害地域は、自然が豊かであり農業的な色彩が強い。「自然環境」という要素は、農業の基盤などとして「経済」とも深く結びついている。農地の開墾、土壤改良などの長期にわたる労働の蓄積として、生産の基盤がつくられてきた。こうした生産の基盤は私有地内にだけ存在するのではない。周囲の自然環境と一緒にになってはじめて機能する。また、農業用水の管理などでは、地域のコミュニティによる共同作業が重要な役割を果たす（つまり地域の「社会」領域とも関連している）。

このような諸要素の一体性は、例えば農業・農村の「多面的機能」（環境・景観の保全、伝統・文化の継承、レクリエーションなど）といった言葉で表現されている。農業・農村は、こうした多様な機能・役割からなる「東」である。農業の被害を考える場合、食料生産機能やそれにによる貨幣所得だけをみると一面的であり、「多面的機能」を総合的に評価しなくてはならない。

このことは狭い意味での「農業」に限られない。筆者が聞き取りをした旧避難指示区域の事業者（以下、Bと表記）の例を紹介しよう。Bさんは、震災前に味噌製造販売業を営んでいたが、その生業や暮らしを「農的生活」と表現している。これは、周囲の自然環境を生かして、季節ごとの自然の恵みや景観的価値を家業と結びつけていたことをさす。

周囲の自然の恵みは、旬の野菜はもちろん、フキノトウ、ミヨウガ、ヨモギ、タケノコ、ウメ、イチジク、カリン、ブルーベリー、カキ、クリなど多様であり、Bさんはそれらを商品にそえていた。これはあまり経費を要しないが、顧客には喜ばれていた。また、店舗脇辺にハーブ園、庭園、竹林などを整備し、訪問客が散策できるようになっていた。こうしてBさんは、周囲の自然環境をたくみに利用することで、顧客満足を高めていたのである。

Bさんの事業は代々継承されてきたものであり、まだBさん自身が地域の諸活動に積極的に参加することで、住民の信頼を得てきた。そうした信用が商売にも役立つってきた。地域のコミュニティが商圈であり、それが日々の信用に裏打ちされているのである（販売先是双葉郡に限らず、東京の飲食店などの取引もあった）。加えて、家族の成員がそれぞれ役割をもち、協力して事業にいそしんでいたのもBさんにとって幸せなことだった。

このように多様な要素が複合した生業は、逸失利益や資産の賠償で償いきれるものではない。また、避難先で同じ営みを再開することは不可能であろう。

### 「マイナー・サブシステム」論が示唆するもの

被害地域の住民（避難者を含む）に震災前の暮らしを聞くと、一見レクリエーションや遊びのように思われるキノコや山菜採り、川魚釣り、狩猟など自然資源採取の活動が広く行われたことに気づく。これらも単なる遊びなどでなく、実は複合的・多面的な意味をもつ活動として、文化人類学、民俗学、環境研究などの分野で注目された。こうした採取活動は、食料調達などの役割もあるが、主たる収入源ではないため「マイナー・サブシステム」（副次的生業）と呼ばれる。その複合的・多面的な意味とは、レクリエーションや食料採取以外に、自然体験による環境学習、自然に対する伝統的知識の継承、宗教的侧面など多様である。

川内村のキノコ採取に関する調査によれば、「マイナー・サブシステム」が社会関係の円滑化にも寄与していたことがわかる。震災前は、収穫の大半が「お福分け」として他者に贈与されており、そうした成果の共有があつたために、キノコ採りの名人は周囲から高く評価され、それが「誇りの源泉」にもな

っていた。しかし、原発事故による環境汚染はその営みを破壊した。汚染の恐れがあるキノコを他者に与えることは、人々の間に混乱や対立を引き起こし、社会関係をむしろ悪化させる行為となった。キノコ採取を続ける入たちは、「おかしなことをする人」とみられるようになってしまったのである（金子2015：117）。

「マイナー・サブシステム」論は、地域における生産・生活の諸条件を個別の要素に分解して、損害を金銭評価する方法では、地域社会の暮らしづらえきれないことを教えてくれる。だが「マイナー・サブシステム」は、経済的な損害としてみても賠償の対象として認められにくい。収穫物が自家消費や贈与に回されたり、あるいは販売されたとしても証明書類が残されていないためである（金子2015：113）。

「ふるさとの喪失」被害の評価は、集団訴訟においても主要な争点の一つである。では、司法はどう判断を下しているのか。この点を含め、2017年以降に出された7つの判決について、次節で検討したい。

### ③ 集団訴訟が問う賠償と復興

#### 集団訴訟における損害認定の前進と限界

原発事故被害者の集団訴訟において、2017年3月以降、約1年間で7つの判決が言い渡された（表8-2）。集団訴訟の取り組みは、当事者が声をあげることで、賠償制度の問題点を明らかにし、被害の実態を浮かびあがらせていくという意義をもつ。

多少の温度差はあるものの、すべての判決に共通するのは、現在の賠償指針・基準にとらわれず、裁判所が独自に判断して損害を認定するという姿勢が貫かれていることだ。2017年3月の前橋地裁判決は、避難指示区域外の「自主避難」の相当性を認めた。これは集団訴訟での初の判決として、大きな意味をもつ。「ふるさとの喪失」被害についても、後述するように、千葉地裁、東京地裁（2018年2月）、福島地裁いわき支部が慰謝料の対象として認めた。

このように、現在の指針・基準では償えない損害があることを、司法が独自

表8-2 集団訴訟の地裁判決

地 裁	前橋地裁	千葉地裁	福島地裁	東京地裁
判決日(年/月/日)	2017/3/17	2017/9/22	2017/10/10	2018/2/7
原告数	137人	45人	382人	321人
国の責任 (国家賠償責任)	認める	認めない(ただ し津波の予見可 能性は認定)	認め る	一(国を被災と していい)
東電の賠償責任	賠償責任あり(原船法の無過失責任による)			
東電の過失等	津波対策の問題 (判断しない) 点を指摘	津波対策の問題 (争点こなって いない)		
賠償認容額	3855万円	3億7600万円	4億9755万円	10億500万円
地 裁	京都地裁	東京地裁	福島地裁	いわき支部
判決日	2018/3/15	2018/3/16	2018/3/22	
原告数	174人	47人	216人	
国の責任	認め る	認め る	一(国を被告としていい)	
東電の賠償責任	賠償責任あり(原船法の無過失責任による)			
東電の過失等	津波対策の問題 (点を指摘)	津波対策の問題 (改善・重視度は認めない)		
賠償認容額	約1.1億円	5924万円	6億1240万円	

出所：各地裁判などより筆者作成（除：本 2018b : 795）。

に認定して、賠償を命じる流れは定着しつつある。このことは積極的に評価すべきだが、問題も多く残されている。

何よりも、賠償認容額が指針・基準の枠を大きく超えず、全体として低い水準にとどまっていることがまず大きな問題である。請求額に対して数%から1割程度しか認められていない。

避難指示区域外の慰謝料は特に低額である。例えば、2017年10月に出された「生業訴訟」の福島地裁判決では、区域外の慰謝料は1人あたり1万～16万円にとどまる。ただし、現在の賠償基準から外れている茨城県でも、一部地域で少額とはいえ賠償が認められたことは注目されてよい。

出所：筆者撮影、2017年10月10日。

「ふるさとの喪失」被害の評価をめぐって

「ふるさとの喪失」被害についても、司法が被害者の訴えを正面から受け止めたとはいえない。避難指示が解除された地域にも慰謝料が認められるのは前進といえるが、認容額という点では、深刻な損害の評価が必ずしも十分でない。

注意しなければならないのは、避難元における「ふるさとの喪失」と、避難先で生じた被害とは、別個の被害だという点である。避難元にあった生活利益の喪失に対応する「ふるさと喪失の慰謝料」と、自宅を離れたため生じた日常生活阻害などに対応する避難慰謝料とは、明確に区別されるべきだ。若林三奈が指摘するどおり、たとえ非財産的損害・慰謝料であっても、互いに区別すべき異質な損害事実があれば、それぞれを項目化していく必要がある（若林2018a）。この点を中心には、これまでの判決を検討したい。

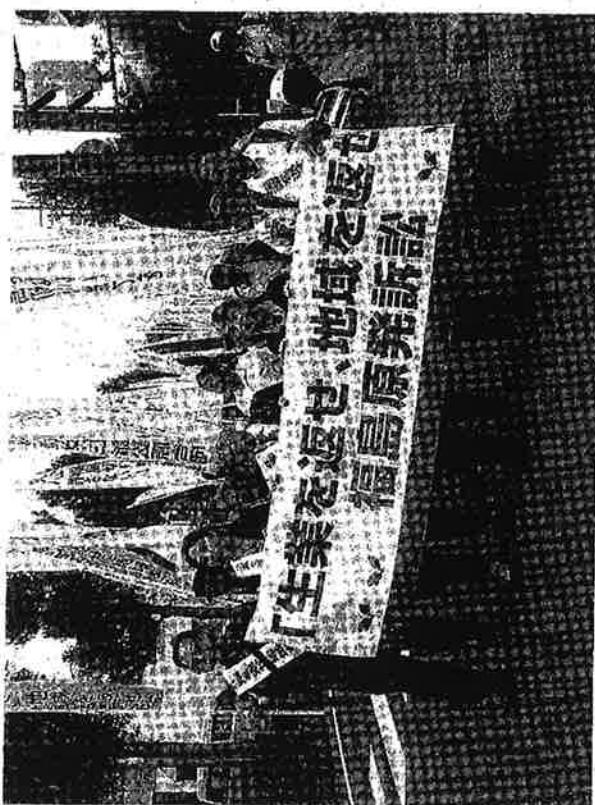


写真8-5 福島地裁へ向かう生業訴訟原告団・弁護団ら

慰謝料の項目化に近い考え方をとったのが、千葉地裁判決である。同判決は、精神的損害を「避難生活に伴う慰謝料」と「避難生活に伴う精神的苦痛以外の精神的苦痛に係る慰謝料」とに大別した。そして後者について、原陪審の中間指針第4次追補における、いわゆる「故郷喪失慰謝料」を取り上げつつ、「從前暮らしていた生活の本拠や、自己の人格を形成、発展させていく地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したことによる精神的苦痛という要素が大きく、これらに係る損害は必ずしも避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないものであるといえる」とした。

これは「ふるさと喪失の慰謝料」を（事実上）独立の項目として評価し、賠償を認めたものといえる（吉村 2018：230-231）。認容額は50万～100万円だが、300万円台が比較的多い（認容額はすべて1人あたり）。

ただし、いくつかの問題点も指摘される。前述のように「ふるさと喪失の慰謝料」は本来、精神的苦痛に対する狹義の慰謝料にとどまるものではない。「ふるさとの喪失」のうち、復興政策と金銭賠償では原状回復の困難な、あらゆる被害に対する償いとして位置づけられるべきである。

また千葉地裁判決は、第4次追補の「故郷喪失慰謝料」が「ふるさと喪失の慰謝料」に一部対応するとして、帰還困難区域の原告についてはその既払分を控除している。しかし、筆者が指摘してきたように、第4次追補の「故郷喪失慰謝料」は実質的に避難慰謝料のまとめ払いと考えられ、異質な被害に対する「ふるさと喪失の慰謝料」と相殺するのは妥当でない。この避難慰謝料は、避難者の精神的苦痛のうち、避難先における日常生活阻害や、将来見通しが立たないことからくる不安に対応するものであり、避難元における「ふるさとの喪失」被害まで包摂しているとするのは無理がある（除本 2015）。

千葉に統く「生業訴訟」の福島地裁判決も、「ふるさと喪失」損害」に言及している。しかし、これは筆者のいう「ふるさと喪失の慰謝料」とはまったく異なる。

同判決は、「ふるさとの喪失」をあくまで平穀生活権侵害の一考慮要素としており、避難元に戻れないことが明らかになつた段階で、避難慰謝料の将来分を一括で受け取ることを「ふるさと喪失」損害」と呼んでいる（吉村 2018：

229）。だが、前述のように、避難慰謝料のまとめ払いをもつて「ふるさと喪失の慰謝料」に代えることはできない。また、避難先での住宅再建などによって、前者が後者に単純に切り替わるわけでもなく、両損害は少なくとも一定期間、並存することがありうる。福島地裁判決は「ふるさとの喪失」に關して、千葉地裁判り大きく後退しているといえよう。

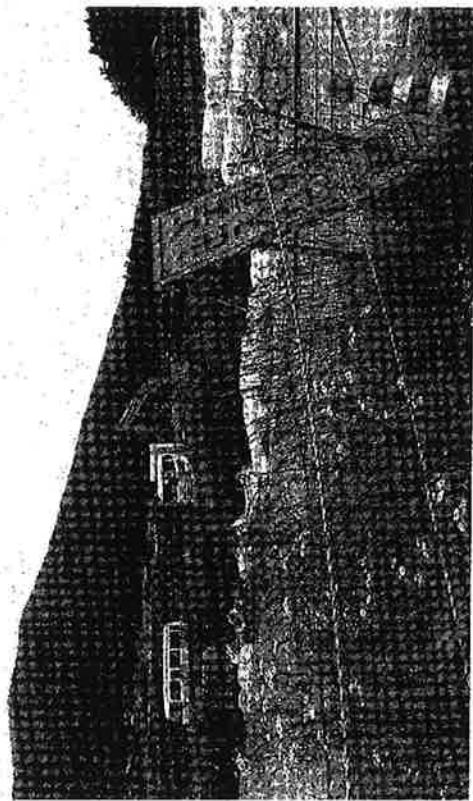
なお、千葉地裁判以降も、東京地裁（2018年2月）、福島地裁判いわき支部は、「ふるさとの喪失」を慰謝料の要素として認め、既払分を超える賠償を命じた（認容額は前者が300万円、後者が区域により150万または70万円）。ただし、千葉地裁判の「項目化」を行っているわけではない。このように、避難指示区域等に関しては、「ふるさと喪失の慰謝料」が裁判で一部認められつつある。しかし、原告の請求に比べれば認容額は低く、被害者の訴えが正面から受け止められたとはいがたい。<sup>43</sup>

以上を踏まえれば、今後の課題として次のようないがたい。  
被害の実態をより具体的に解明し理論化するとともに、慰謝料の定量的評価についても検討を進めることである。第二に、「ふるさとの喪失」被害を区域外に拡張していく際の論点についても、さらに検討を深めていく必要がある。「ふるさとの喪失」はこれまで、地域丸ごとの避難を強いらされた避難指示区域等を中心にしてきた。しかし、当該区域外であつても、被害者が避難を選択した場合には、避難元における生産・生活の諸条件から切り離されたという点で、区域内と異なるところはない。被災地に住む滞在者の場合も、地域社会の変容や自然などのふれあいに対する制約など、包括的生活利益の毀損が生じていると考えられる。

#### 国と東電の責任

集団訴訟では、事故をめぐる国と東電の責任も問われている。  
判決が出された7つの訴訟のうち、南相馬市小高区の住民等による訴訟（2018年2月の東京地裁判決）と、福島地裁判いわき支部の避難者訴訟の2つは国を被告としていない。それらを除く5件の裁判で、千葉地裁判は国の責任を認めなかつたが、他の4地裁判はこれを認めている。いずれも、事故につながる津波

写真8-6 除染土壌等の仮仮置き場（被詰村）



出所：筆者撮影、2015年6月。

は予見できだし事故は防ぐことができた、という判断を下したのである。一方、東電については、原賠法の定める無過失責任に基づいて、賠償責任を認定する判断が定着している。原賠法の無過失責任は、被害者の救済を図るために、故意・過失の立証を不要とするしくみだが、それが逆に責任の検証を妨げていることも事実である。原告側は民法上的一般不法行為責任を追及し、過失の認定を求めていたが（上記の小高区住民の訴訟を除く）、いずれの判決もこれを退けた。

ただし、前橋地裁は慰謝料の増額事由として、対策を怠った東電に「特に非難するに値する事実」があると認めた。それ以降は、故意や重過失は認められないが、その場合でも東電の津波対策の問題点を指摘している判決がある。このように、千葉を除く4判決は、国と電力会社の安全対策に問題があったことを示した。今回のような事故を二度と起こさないためにも、こうした司法判断を政策の見直しにつなげていく必要がある。

#### 政府の復興政策を問う

事故の責任を明らかにすることは、復興政策の問題点を改善する方向に道をひらくこととなる。政府は、自然災害において家屋など個人財産の補償は行われるべきではなく、自己責任が原則だという立場にたつ（山崎 2001：107；同 2013：231）。原発事故に関しては、福島復興再生特別措置法第1条にみられるように、政府は原子力政策に関する「社会的責任」は認めるが、規制権限を適切に行使しなかったことによる法的責任（国家賠償責任）は認めていない。そのため復興政策では、個人に直接届く支援施策よりも、インフラ復旧・整備などが優先される傾向がある。

宮内興一が指摘するように、東日本大震災における復興財政の特徴は、ハーフの公共事業に重点が置かれる一方、被災者支援に充當されている割合が低いことである（宮入 2015：3-4）。特に福島では、除染という土木事業が大規模に実施された（Fujimoto 2017；藤原・除本 2018）。原発事故被害者の生活再建については、政府は基本的にそれを東電の賠償に

ゆだねてきたといえる。しかし、東電の賠償に多くの問題点があることは、第8章や本章でみてきたとおりである。  
このような特徴をもつた復興政策は、様々なアンバランスをもたらす（除本 2016：170-176）。例えば、復興政策の「恩恵」を受けやすい業種と、そうでない業種の格差がある。復興需要は建設業に偏り、雇用の面でも関連分野に求人が集中する。また、被災者の置かれた状況によっても、違いが出てくる。避難指示が解除されても、医療や教育などの回復が屋根でいるため、医療・介護ニーズが高いう人々や、子育て世代が戻れないという傾向がみられる。避難者が戻れなければ、小売業のように地元住民を相手にしていた業種では、事業再開が困難になる。

こうしたアンバランスを克服するためには、被災者それぞれの事情に応じたきめ細かな支援策が不可欠である。しかし、現在の復興政策は、この点で弱さ

を抱えている。復興政策を改善していくうえで、国と東電の責任解明が重要な意味をもつ。これは、戦後日本の公害問題を振り返れば明らかだ。例えば、四日市公害訴訟の原告はたった9人であった。裁判で加害企業の法的責任が明らかになったことから、1973年に公害健康被害補償法がつくられ、10万人以上の大気汚染被害者の救済が実現した。

このように、公告・環境訴訟は原告本人の救済にとどまらない政策形成機能をもつ（淡路ほか編 2012）。原発事故被害者の集団訴訟も、この経験を踏まえて、賠償と復興政策の見直しと、それを通じた幅広い被害者の救済を目指している。

福島原発事故は、自然災害の作用とともに、政府の規制権限不行使や電力会社の対策不備が引き起こした人災である。公告事件である。こうした事故をくりかえさず、被災者の権利回復を主軸とする「人間の復興」へと政策を転換していくためにも、司法などの場で国と東電の責任を明らかにすることが求められる。

原発事故の被害はいまだ収束しておらず、政府が定める復興期間の10年で問題が解決しないのは明らかだ。集団訴訟の取り組みが政策転換につながるのか、今後の展開が注目される。  
震災9年目の現在、被害の過小評価と「風化」をくいとめるためにも、今回の事故を「福島の問題」に封じ込めず、多くの市民が「私たちの問題」とあらためてとらえなおす必要がある。これまで国内でも、人形岬ラン鎧害や東海村JCO事故など、放射能汚染や原子力事故がくりかえしてきた。そうした他地域の経験にも学んで、将来に向けた教訓を導き出していくことが強く求められる（藤川・除本編著 2012）。

- 注  
 (1) 集団訴訟の全体像については、吉村ほか編（2018：326-334）など参照。  
 (2) 例えば、原発事故で利用できなくなった住居の賠償額を、どう評価するかという問題がある。一般に物的損害の評価方法として、①交換価値アプローチ ②利用価

値アプローチ ③原状回復費用アプローチ、などが考えられるが、この場合いずれを採用すべきかという問題である。中古自動車と比較した場合、住居は人々の暮らしに不可欠な、土地に固着した不動産であるという特性から、事故当時の価格（上記①）ではなく、再取得の費用（③）を賠償するのが合理的である（窪田 2015）。

(3) 「絶対的損失」については、宮本（2007：119-122）参照。

(4) 筆者は2011年から、原発事故による「あるさとあ喪失」について複数の論稿を发表している。この間、現地調査を重ね、日本環境会議（IEC）福島原発事故賠償問題研究会などの場で議論を深めてきた。それにともなう筆者の見解の発展過程については、吉村良一によるまとめがある（吉村 2018）。

- (5) この点について、中村（2004：61）参照。  
 (6) コミュニティなどの社会関係は、生産・生活の諸条件をつくりあげる主体的条件であるとともに、そのプロセスを通じて人間関係の厚みが形成されるという両面がある。

(7) 判決は「判例時報」2237、所収。

(8) 若林三奈は、「地域コミュニティの喪失が、「純粋な精神的苦痛」という狭義の慰謝料を超える固有の価値喪失（非財産的損害）〔環境・歴史・文化〕をもち、場合によっては併せて経済的損失（財産的損害）をも観念できる」としている（若林 2018b：19）。

なお、吉村良一は、「あるさと喪失の慰謝料」が精神的苦痛に対する狭義の慰謝料にとどまらないことを明確にするため、「あるさと喪失損害」と呼ぶべきだと提案する（吉村 2018）。吉村の趣旨に異論はないが、筆者はこれまで多くの論稿で「あるさと喪失の慰謝料」という呼称を採用しており、関係の研究者等の間でも定着してきているため、ここでは「あるさと喪失損害」と呼ぶことはしなかった。ただし、呼称はともかく、その指示している内容は同じである。

(9) 筆者も、諸要素の「一体性」としてこの点を強調してきた（除本 2016：32-35）。また、大森正之も、各種の資本／資源が一体となって作動することを重視している（大森 2016）。なお、包括的・総体的な損害把握と、個別要素の損害評価や後述する慰謝料の項目化とは、矛盾するものではない。

(10) 聞き取り調査は2017年1月10日にいわき市で行った。

- (11) なお、名人がキノコをたくさん採るのは、密接して生えている「シロ」を知っているためであり、どこの山でも同じ採取活動が可能となるわけではない（金子 2015：114）。
- (12) いずれも擅断により審理の場は高裁に移っている。7判決については、吉村ほか編（2018）所収の各論議も参照。今後も判決が予定されているため、本章の記述は2019年1月時点の評価であることをお断りしておきたい。

(3) これらの課題に関しては、本章の脱稿と前後して次の特集が掲載された。「ふるさと喪失の被害実態と損害評価」「環境と公害」第48巻第3号（2019年1月）。寄稿者は筆者（特集解説）のほか、黒田由彦・岡札子、成元哲、大森正之である。あわせてご参照いただきたい。

#### 引用・参考文献

- 淡路剛久、2015、「『包括的生活利益』の侵害と損害」淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』日本評論社、11-27.
- 淡路剛久・寺西俊一・吉木良一・大久保規子編、2012、「公害環境訴訟の新たな展開——権利教義から政策形成へ」日本評論社。
- 千葉悦子・松野光伸、2012、「飯館村は負けない——土と人の未来のために」岩波新書。
- 藤川賢・除本理史編著、2018、「放射能汚染はなぜくりかえされるのか——地域の経験をつなぐ」東信堂。
- Fujimoto, N., 2017, "Decontamination-intensive Reconstruction Policy in Fukushima under Governmental Budget Constraint", in M. Yamakawa and D. Yamamoto, eds., *Unravelling the Fukushima Disaster*, Routledge, 106-119.
- 藤原遼・除本理史、2018、「福島復興政策を検証する——財政の特徴と住民帰還の現状」吉村良一・下山憲治・大坂恵里・除本理史編『原発事故被害回復の法と政策』日本評論社、264-277.
- 飯館村史編纂委員会編、1979、「飯館村史 第1巻 通史」飯館村。
- 磯野弥生、2015、「地域内自治とコミュニティの権利——3.11東日本大震災と住民・コミュニティの権利」『現代法学』28 : 243-262.
- 金子祥之、2015、「原子力災害による山野の汚染と帰村後もつづく地元の被害——マイナー・サブシステムの視点から」『環境社会学研究』21 : 106-121.
- 齋田充見、2015、「原子力発電所の事故と居住目的の不動産に生じた損害——物的損害の損害額算定に関する一考察」淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』日本評論社、140-156.
- 松野光伸、2011、「住民主体の地域づくりと『バラマヤ行政』『丸投げ行政』」地区・集落を基盤とする言語づくりと事業展開」境野健児・松野光伸・千葉悦子編著『小さな自治体の大きな挑戦——飯館村における地域づくり』八潮社、77-92.
- 宮入興一、2015、「復興行財政の実態と課題——いま、東日本大震災の復興行財政に問われているもの」『環境と公害』45(2) : 2-7.
- 宮本憲一、2007、『環境経済学（新版）』岩波書店。
- 永田惠十郎、1988、『地域資源の国民の利用』農山漁村文化協会。

執筆者紹介（所属：執筆分担、執筆順、＊は編著者）

\*丹波 史紀 <sup>ひとき</sup> <sub>かず</sub> <sub>もと</sub> <sub>けい</sub> <sub>（編著者紹介参照：はじめに、序章、第2章、第4章）</sub>

丹波 茂也 <sup>ひろや</sup> <sub>かずや</sub> <sub>もと</sub> <sub>じ</sub> <sub>（東京大学大学院情報学際情報研究センター准教授：福島人災対応准教授；第一著者）</sub>

丹波 直理 <sup>なおよし</sup> <sub>まこと</sub> <sub>じょり</sub> <sub>（大阪市立大学大学院経営学研究科教授：第3章、第8章）</sub>

丹波 太也 <sup>たいや</sup> <sub>たつや</sub> <sub>じょり</sub> <sub>（福島大学食農学部教授：第5章）</sub>

丹波 真紀 <sup>まき</sup> <sub>まこと</sub> <sub>じょり</sub> <sub>（東京大学大学院情報学専攻博士後期課程：第6章）</sub>

丹波 安晴 <sup>やすはる</sup> <sub>あやか</sub> <sub>じょり</sub> <sub>（福島人災対応准教授：第7章、終章、おわりに）</sub>

丹波 晴晶 <sup>はるひ</sup> <sub>あやか</sub> <sub>じょり</sub> <sub>（福島人災対応准教授：第1章）</sub>

〔編著者紹介〕

丹波 史紀 <sup>（たんば・ふみのり）</sup>

1973年：愛知県生まれ。  
2003年：日本福祉大学社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程中途退。  
2004-2017年：福島大学行政政策学部准教授。  
現在：立命館大学経営社会学講師教員、福島大学客員准教授。

主著：『難民復興が問いかける子どもたちの「しあわせ」』（共著）ミネルヴァ書房、  
2013年。  
【住まいを再生する——東北復興の政策・制度論】（共著）岩波書店 2013年。

清水 星紀 <sup>（しづき・あきのり）</sup>

1980年：東京都生まれ。  
2007年：上智大学法学院法律学専攻博士後期課程単位取得修了。  
現在：福島大学行政政策学類准教授。  
主著：『福島原発事故をめぐる規制機能不行使に対する国家賠償責任の肯定』『自  
治統制』476号、2018年。  
【原子力災害特集の視点を踏まえた原子力安全規制法制の再構成』『行政社会  
論集』30巻4号、2018年。  
【除染行政における裁量判断の伴組みとその法的統制』『公法研究』75号、  
2013年。

MINERVA 社会福祉叢書◎

ふくしま原子力災害から複数型復興  
——ひとひとりの生活再建と「尊厳」の回復に向け——

2019年6月30日 初版第1刷発行 <sup>（検印省略）</sup>

定価はカバーに  
表示しています

編著者 丹清史紀  
発行者 杉田啓一  
印刷者 江戸孝典

発行所 ミネルヴァ書房

607-8494 京都市山科区日ノ岡塚谷町1  
電話代表 075-581-5191  
振替口座 01020-0-8076

© 丹波史紀・清水星紀 2019 共同出版・新生製本

ISBN978-4-623-08672-6  
Printed in Japan